

一般社団法人日本内分泌学会

会員に関する内規

1. 会員区分

この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員：内分泌代謝学に関する学識経験を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人で、その構成(区分)は下表の通り
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員：この法人に特に功績のあった者で、社員総会の決議をもって推薦された個人

2. 年会費

	区分	年会費	資格等
正会員 (社員)	一般会員	12,000円	
	評議員	15,000円	一般会員から理事会承認により就任、満65歳を迎えた年度末をもって退任
	功労評議員	12,000円	満65歳を迎えた評議員が翌年度4月1日から就任
	学生会員	3,000円	学部学生および学部卒業後2年の者
	名誉会員	免除	70歳以上の理事経験者等
	賛助会員	100,000円	

3. 入会

入会を希望する者は、定款、定款施行細則および個人情報取り扱いに関する内規に同意の上、オンラインにて入会手続きを行う(要：評議員一名の推薦)。オンラインでの手続きが困難な場合は、評議員一名の推薦を添えて、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、署名の上、会費とともに代表理事あてに提出する。手続きの方法に関わらず、新入会者は理事会の承認を得る。

年度途中の入会であっても、入会日は4月1日に統一される。

事務局と学術総会会長・運営事務局は協調して定款施行細則第48条「年次学術総会における業績発表の筆頭演者は会員に限る」を徹底する。同様に臨床内分泌代謝 Update 及び支部集会においても筆頭演者は会員とすることを徹底する。

なお、退会した者(自然退会含む)が再入会する際は、新たに入会の手続きを行い、以前の会員歴は引き継がれないものとする。

4. 会費納入・その他の義務

年会費はその年度の6月1日までに、本会事務局に納入する。また、会員情報(勤務先・メールアドレス・専門分野等)に変更が生じた場合は、速やかに事務局に所定の変更届を提出する。

5. 退会

退会を希望する者は、その旨代表理事あて本会事務局に所定の退会届を提出する。

6. 自然退会

正会員が3年以上の会費未納の場合には、自然退会とみなす。

7. 休会

海外留学や出産により休会を希望する者は、所定の休会届を本会事務局に提出する。休会中、年会費は不要であるが、会員歴は通算されない。

8. 復会

復会を希望する者は、所定の復会届を本会事務局に提出する。復会を認められた場合、復会年度は原則届出を提出した当該年度からとし、会員番号は原則、新入会時に取得した番号を使用する。

なお、退会した者(自然退会含む)が復会する際は、評議員資格は戻らないが、休会届を提出していた者の復会の場合は、評議員資格の復活についても認める。

9. 会員歴復活申請

休会期間中の会員歴の復活を希望する者で、休会期間が2年以内の者は、休会期間の会費を納めた場合に限り、復活を認める。

2年を超える会員歴復活を希望する者は、所定の復活申請届を本会事務局に提出し、「会員資格審査小委員会」の審査(必要に応じて適宜)を経て、会員歴復活が認められる。復活者名は理事会に報告される。会員歴の復活申請には、休会期間中の論文発表数や学会への参加等、内分泌学に関わる業績が必要となる。

付記：定款第4条(抜粋)

「学会の事業」

- (1) 学術大会、講演会、その他研究集会の開催
- (2) 学会誌、その他の出版物の刊行
- (3) 内外の関連学術団体との連絡及び提携
- (4) 研究の奨励及び助成並びに研究業績の表彰
- (5) 専門医、指導医、教育施設の資格認定及び育成
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(2022年11月10日改訂)